

大分大学教育学部における教育的措置に関する規程

平成28年4月1日制定

平成28年教育学部規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教育学部が特に定める教育的な措置（以下「教育的措置」という。）に関し必要な事項を定める。

(教育的措置の対象)

第2条 教育的措置は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 定期試験等において不正行為をした者
- (2) 大分大学学生懲戒規程（平成18年規程第76号。以下「懲戒規程」という。）第2条第1項に至らない反社会的行為をした者

2 前項各号の者の行為が度重なる場合は、学生懲戒規程に基づき処分を行う。

(教育的措置の種類)

第3条 教育的措置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部長による嚴重注意
- (2) 期末報告書の提出
- (3) 反省文の提出
- (4) 課題等レポートの提出
- (5) 自宅待機
- (6) その他反省を促す活動等

2 前条第1項第1号の者については、前項の教育的措置に併せて定期試験等が行われた当該学期に履修した科目（教育実習等の科目を除く。）の全単位を無効とする。

(教育的措置の決定)

第4条 第2条第1項第1号の者への教育的措置は、教務委員会の議を経て、学部長が決定する。

2 第2条第1項第2号の者への教育的措置は、学生生活委員会の議を経て、学部長が決定する。

3 前条第2項の教育的措置は、教務委員会の議を経て、教授会で決定する。

(調査)

第5条 教務委員会又は学生生活委員会が必要と認めるときは、関係委員会等、職員又は教育的措置を行う学生（以下「対象学生」という。）等から資料を求め、事情及び意見を聴取することができる。

2 対象学生からの事情及び意見の聴取に当たっては、十分な弁明の機会を与えなければならない。

(教育的措置の通知)

第6条 学部長は、第4条により教育的措置を決定したときには、速やかに対象学生に通知しなければならない。

(再発防止)

第7条 学部長は、教育的措置の対象となった事案の再発防止の観点から、当該教育的措置について掲示等により学生へ周知するものとする。ただし、学部長が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(教育的措置の報告)

第8条 本規程による教育的措置を行ったときには、学部長は当該内容を速やかに学長が指名する理事に報告する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育的措置に関し必要な事項は、教務委員会又は学生生活委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年教育学部規程第6号)

この規程は、令和4年7月13日から施行する。